

国民健康保険税のお知らせ

◎国民健康保険税の税率が平成29年度より改定されています

基礎課税分(加入者全員)			後期高齢者支援金分(加入者全員)			介護納付金分(40歳から64歳の加入者)		
	28年度まで	29年度		28年度まで	29年度		28年度まで	29年度
所得割①	8.1%	8.5%	所得割⑤	2.2%	2.4%	所得割⑨	2.3%	2.6%
資産割②	31.7%	31.7%	資産割⑥	8.3%	8.3%	資産割⑩	7.0%	7.0%
均等割③	21,600円	23,000円	均等割⑦	6,200円	6,800円	均等割⑪	7,700円	8,100円
平等割④	23,600円	24,900円	平等割⑧	6,500円	6,900円	平等割⑫	5,500円	5,800円

国民健康保険税は、①から⑫の合計額で世帯単位で計算します。

所得割：加入者の所得に応じた計算 資産割：加入者の資産に応じた計算

均等割：世帯の加入者数に応じた計算 平等割：世帯につき計算

賦課限度額は、基礎課税分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円です。

◎特例対象被保険者等（非自発的失業者）の国保税軽減制度（申告が必要）

下記要件のすべてに該当する方が対象です。

- 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方
- 雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次のいずれかに該当する方
11・12・21・22・23・31・32・33・34

※軽減期間は離職日の翌日の属する年度からその翌年度末までとなります。

◎納税の責任は世帯主

国民健康保険税は、世帯主に納税義務があります。世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に国保の加入者がいる場合は、世帯主に納税通知書を送付します。

【国保税の納付方法】

普通徴収 納税通知書または口座振替による納付（特別徴収以外の方が対象。年度途中で65歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収になります。）

特別徴収 年金天引き（世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年金額が年間18万円以上の方が対象となります。なお、年金天引きされる介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収となります。）

【国保税の納税通知書などの送付時期】

毎年7月中旬に納税通知書または特別徴収通知書などを送付します。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所1階）

☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

